

## 瀬戸中学校地震津波避難確保計画

本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）71号条第1項で作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

### イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
ラジオ	3階会議室	原田
携帯電話	各自	原田
トランシーバー	3階会議室	原田

### ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

判断基準		避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
C A S E 1	地震場合 (揺れがひどい時)	運動場へ避難(決められた経路を通り避難) <b>(授業者)</b> 職員室で情報収集 <b>(西平・職員室にいる職員)</b>  本部＝校長室もしくは職員室
	津波発生時 (津波警報以上の警報が発令されたとき)	職員室で情報収集 <b>(西平・森)</b> 避難経路を確認 <b>(林義真)</b> 避難経路が確認できれば運動場から屋上へ避難誘導 <b>(全職員)</b> <b>情報収集機器(ラジオ)・通信機器(携帯電話)を必ず持って行く。(西平・森)</b> 本部＝津波の高さにより4階教室
	津波発生時 大津波警報発令で津波が10mを超えると予想されているとき)	10mを超えるような津波の場合は、時間的に可能であれば第二避難場所へ移動。 職員室で情報収集 <b>(西平・森)</b> 避難経路を確認 <b>(林義真)</b> 避難経路が確認できれば運動場から第二避難場所へ誘導 <b>(全職員)</b> <b>情報収集機器(ラジオ)・通信機器(携帯電話)を必ず持って行く。(西平・森)</b>

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
指導要録補助簿	職員室で一括管理	職員室でいる職員

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

絡責任者（原田 哲治）				
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
鳴門市教育委員会	686-8801	684-0633		
徳島県教育委員会	621-3115	621-2879		

カ 保護者への引き渡しについて

(ア) 地震・津波が発生した場合、生徒の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
基本的には学校もしくは第二避難場所 所で待機	保護者に学校もしくは第2避難所まで迎えにきてもらう。 保護者が迎えに来れないことも考えられるため、保護者以外の人に引き渡す場合には、誰に引き渡したのか、迎えに来た人・生徒に確認の上引き渡す。

(イ) 地震・津波が発生した場合、生徒を引き渡す際の保護者への連絡方法

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

断責任者氏名： 林 慎二 担当者氏名：学年主任	
連絡方法 ・手順	各家庭に、災害が発生したときの学校の対応についてどのようにするのかを事前に周知しておく。
連絡が取れない 場合の対応	あらかじめ電話やメールでの連絡が取れないことを想定し、学校もしくは、第二避難場所待機させていることを事前に伝

(ウ) 生徒の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者： 林 慎二 担当者：学年主任	
保護者が迎えに来れないことも考えられるため、保護者以外の人に引き渡す場合には、誰に引き渡したのか、迎えに来た人・生徒に確認の上引き渡す。	

キ 生徒が在校時以外の対応

登下校時	各職員が手分けをし、可能な限り通学路の巡回を行う。 あらかじめ、誰がどのあたりを巡回するのかを事前に決めておく。また、学校に来ていない職員がいる場合も考えられるので、その場合はその都度対応する。
学校外の諸活動時	職員の携帯電話へ連絡を取り、生徒の安否確認を行い、最新の情報を伝え、安全な場所への避難を呼びかける。 引率の教員は、校外活動実施場所に着いたときに、安全を確保できる場所を認しておく。また、不測の事態が発生したときの生徒の集合場所なども生徒に伝えておく。
在宅時	各地域の避難場所を伝えておき、自分の判断で行動できるように防災教育を充実する。 保護者が不在の場合でも生徒の生命の安全が確保できるように地域の自主防災組織と学校が連携を密にしておく。